

令和2年1月15日

北山ふれあいのまちづくり協議会

コピー機及び新印刷機の使用について

新しい印刷機の導入に伴い、従来のコピー機との使い分けが必要になってきました。
そこで、コスト面を考慮した使用ルールを定めましたのでお知らせいたします。
ご利用の皆さまのご協力をお願いいたします。

1 北山ふれまち協の資料を作成する場合

原紙1枚に対しコピー枚数が20枚以下の場合...コピー機を使用する

原紙1枚に対しコピー枚数が21枚以上の場合...印刷機を使用する

2 北山ふれまち協以外の資料を作成する場合（有料）

原紙1枚に対しコピー枚数が20枚以下の場合...コピー機を使用する（1枚10円）

原紙1枚に対しコピー枚数が21枚以上の場合...印刷機を使用する

（コピー機より使用料が安くなります）

北山ふれまち協以外の資料を作成する場合の印刷機使用料金

用紙持参を原則とします

原紙1枚に対し印刷枚数が21枚以上1000枚以下..... 200円

原紙1枚に対し印刷枚数が1001枚以上..... 300円

利用料金の支払方法

当日の当番者に現金でお支払いいただき、領収書を受け取りください。